

## 高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域産品地産地消推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県経済が大きな影響を受けている状況に鑑み、小売店、飲食店等が地域産品の地産地消を推進する取組に必要な費用の一部を助成することにより、地産地消を拡大し、県経済の回復につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、「地域産品」とは、高知県内で収穫、水揚げ、加工若しくは製造されたもの又は県内事業者が加工若しくは製造（製造委託を含む。）しているものをいう。

2 この要綱において、「小売店」とは、地域産品を販売している店舗をいう。

3 この要綱において、「量販店」とは、地域産品を販売している店舗であって、売り場面積が250平方メートル以上で、かつ、売上げに占める食料品の割合が70パーセント以上の店舗をいう。

4 この要綱において、「飲食店」とは、地域産品を調理し、それを提供する店舗をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 販売拡大事業

(2) 飲食店等利用促進事業

2 補助事業は、令和3年3月10日までに完了するものに限り、補助対象とする。

### (補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請においては、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付額を決定し通知する。ただし、当該申請をしたものが別表第2に該当する場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合はこの限りではない。

### (補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として前条の規定による補助金の交付の決定通知以降に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第

2号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容等について変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止)等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更(中止)等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更が生じる場合

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払を請求することができる金額は、既に執行された経費であ

り、かつ、取組が開始されたことを確認することができた時点をもって概算払をする。概算払を請求することができる回数は、事業実施期間において1回までとする。

- 3 知事は、第1項の概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

#### (債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者又は補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付の決定内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

#### (補助事業の実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による補助事業実績報告書により、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

#### (補助金額の確定等)

第16条 知事は、前条の補助事業等実績報告書を受領し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

#### (遂行状況の報告等)

第17条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けることとする。

#### (関係書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を令和8年5月31日まで保管

しなければならない。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第20条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第11条及び第17条から第19条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額
販売拡大事業	1 県内に所在する量販店を運営する法人 2 県内に所在する5以上の小売店等で構成するグループ 3 県内に所在する地域産品を取り扱う50以上の事業者を集めてキャンペーン等を実施する者又はグループ	・講師謝金 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・景品代 ・広告料 ・マネキン代 ・通信運搬費 ・イベント保険料 ・委託料 ・使用料、賃借料	・「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の一貫で実施する旨を周知すること。 ・「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の展開に併せて、新規に行う催しであること。	定額	1 50万円/店舗 (300万円/法人) 2 10万円/店舗 (100万円/グループ) 3 300万円/者・グループ
飲食店等利用促進事業	県内に所在する5以上の飲食店等で構成するグループ				10万円/店舗 (100万円/グループ)

(注1) キャンペーンの一環で景品を提供する場合は、地域産品、県内でのみ利用できるクーポン券等を補助対象経費とする。また、キャンペーンで提供する景品は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)を遵守すること。

(注2) 補助対象経費の中で次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

(1) グループの構成事業者の人件費及び謝金(セミナー講師を担当する場合等)

(2) 汎用性の高い消耗品で、本事業のために専用で使うことが明らかでないもの(PC、自転車、オートバイ等)

(3) その他、補助事業に直接関係のない、又は関連性を明確に証明することができない経費

(注3) 販売拡大事業の1への補助限度額は、店舗単位で実施する催しの場合は50万円とし、6店舗以上で実施する催しについては300万円を限度額とする。

(注4) 販売拡大事業の2及び飲食店等利用促進事業への補助限度額は、「グループ内に存する店舗数×10万円」とするが、10店舗以上のグループについては100万円を限度額とする。

(注5) 補助対象経費に補助率を乗じて、得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第7条、第9条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 印

高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付申請書

高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、高知県地域産品地産地消推進事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

## 記

### 1 補助対象事業

- 販売拡大事業
- 飲食店等利用促進事業

※該当する事業にチェック  を入れてください。

### 2 補助事業に要する経費等

- (1) 補助事業に要する経費 円 (税込み)
- (2) 補助対象経費 円 (税抜き)
- (3) 補助金交付申請額 円

### 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別記第1号様式別紙「事業計画書」のとおり

### 4 事業実施期間

補助金の交付の決定の日から令和 年 月 日

### 5 宣誓事項

別表第2のいずれにも該当しません。

交付決定後、開催事業の情報を高知県HPでの公開や、県からメディア等に情報提供をすることに同意します。

地域産品を販売している店舗であって、売り場面積が250平方メートル以上で、かつ、売上げに占める食料品の割合が70パーセント以上の店舗であることに相違ありません。

※量販店の店舗単位で申請する場合に  チェックを入れてください。

### 6 添付書類

(1) 事業計画書 (別記第1号様式別紙)

(2) 申請者若しくは5以上のグループの場合は代表申請者の定款又は登記事項証明書 (無い場合は規約等それに代わるもの)

※5以上のグループの場合は、構成員名簿 (店舗名、代表者、住所、連絡先、業種等) も添付してください (自由様式)。

(3) 直近1年に国税及び都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書 (原本)

※納税義務がない場合は、申立書を添付してください (自由様式)。

(4) 営業許可証 (営業許可業種でなければ提出の必要無し)

※グループ内メンバーの営業許可証も提出してください。

(5) 補助金の支払口座情報 (通帳表紙両面の写し)

(6) 積算根拠資料 (見積書等)

(7) (1) から (6) までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第1号様式別紙

事業計画書

1 申請者の概要等

<input type="checkbox"/> 企業又は店舗の場合	
企業名（団体名）：	
代表者の役職及び氏名：	
住 所：（〒            -            ）	
補助事業の実施が本社の所在地と異なる場合の実施場所 住 所：（〒            -            ）	
電話番号：	FAX 番号：
担当者の役職、氏名及び電話番号：	
担当者のメールアドレス：	
主たる業種（日本標準産業分類、小分類）：	
<input type="checkbox"/> 5以上のグループの場合	
グループ名：	
代表申請者の役職及び氏名：	
住 所：（〒            -            ）	
電話番号：	FAX 番号：
担当者の役職、氏名及び電話番号：	
担当者のメールアドレス：	
代表申請者の主たる業種（日本標準産業分類、小分類）：	

※該当する申請者区分にチェック☑を入れてください。

## 2 事業実施計画

### (1) 事業の内容

実施内容、実施体制、実施方法等を具体的に記入してください。

### (2) 事業の効果・目標

本事業により期待できる効果、来場者目標等を具体的に記入してください。

### (3) 高知家応援プロジェクトの一貫で開催する旨の周知方法

どのような方法で開催事業を周知するのか、また高知家応援プロジェクトの一貫であることを周知するのか具体的に記入してください。

※必要に応じて、図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記入してください。

### 3 事業スケジュール

No.	開催事業	実施場所	期間	売上目標	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 1 開催事業で実施場所が同時に複数の場所で行う場合は、実施場所一覧を添えてください。

#### 4 経費明細表

開催事業	A	B	積算基礎 (税込み)
	補助事業に要する 経費 (税込み)	補助対象経費 (補助金交付申請額) (税抜き)	
	円	円	
合 計			

(注) 1 別表第1第1に定める補助対象事業及び補助対象経費に応じて記入してください。

2 「積算基礎」は、「補助事業に要する経費(税込み)」について単価、数量等の経費の内訳を明確に記入してください。

#### 備考

〈別記第1号様式の記載に当たっての留意点〉

- 1 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは、消費税を加算した金額を記入してください。
- 2 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税額を除いた金額を記入してください。
- 3 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額であり、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じて得た額とします。
- 4 計上した「補助事業に要する経費」については、交付の申請時に積算根拠となる資料(見積書等)を整備してください。

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 印

高知県地域産品地産地消推進事業指令前着手届

高知県地域産品地産地消推進事業計画書に基づく下記事業について、「指令前着手にあたっての条件」を了承のうえ、指令前に着手したいので、指令前着手届を提出します。

記

1 事業内容

開催事業	実施場所	期間	売上目標	備考

※1 開催事業で実施場所が同時に複数の場所で行う場合は、実施場所一覧を添えてください。

2 指令前着手を必要とする理由

指令前着手にあたっての条件

- 1 補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

第3号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日

高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付変更（中止）等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定通知がありました高知県地域産品地産地消推進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止）等をしたいので、高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

## 記

### 1 変更等承認申請額

(1) 当初申請額	円
(2) 変更申請額	円
(3) 差引増減額	円

### 2 変更（中止）等の理由及びその内容

(注) 1 別記第1号様式別紙を添えてください。

2 変更前の内容及び額を、別記第1号様式別紙の4経費明細表に見え消しで記入してください。

第4号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

高知県地域産品地産地消推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定通知がありました高知県  
県外商支援事業費補助金について、高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付要綱第13条第1項  
の規定により概算払を請求します。

記

1 概算払請求事由

一部経費の執行が完了したため。

2 概算払請求額

補助金交付決定額 円

今回請求額 円

3 執行済経費明細表

執行済経費	A	B
	執行済経費 (税込み)	概算払基礎額 (税抜き)
	円	円
合 計		

4 添付書類

(1) 支出関係証拠書類 (請求書、領収書、制作物等)

(2) その他知事が必要があると認める書類

第5号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日

高知県地域産品地産地消推進事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定通知がありました高知県地域産品地産地消推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県地域産品地産地消推進事業費補助金交付要綱第15条の規定により報告します。

## 記

### 1 補助対象事業

販売拡大事業

飲食店等利用促進事業

※該当する事業にチェック☑を入れてください。

### 2 補助金事業に要する経費等

(1) 補助事業に要する経費 円 (税込み)

(2) 補助対象経費 円 (税抜き)

(3) 補助金交付申請額 円

(4) 概算払を受けた額 円

### 3 事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

### 4 事業の成果

交付申請時に記載した効果・目標を踏まえて商品の売れ行き、来場者数等具体的に記入してください。

### 5 添付書類

(1) 事業報告書 (別記第5号様式別紙1)

(2) 支出関係証拠書類 (請求書、領収書、事業開催写真、制作物等)

(3) その他知事が必要があると認める書類

第5号様式別紙1

事業報告書

1 事業の内容

事業の内容	本年度予算額	本年度決算額	比較増減
<input type="checkbox"/> 販売拡大事業	円	円	円
<input type="checkbox"/> 飲食店等利用 促進事業	円	円	円
計			

※該当する事業にチェック☑を入れてください。

2 事業実績の積算基礎

開催事業	実施場所	期間	売上げ実績	補助事業に 要する経費 (税込み)	補助対象経費(税抜き) ※交付決定基礎額
				円	円
合 計					

※1 開催事業で実施場所が同時に複数の場所で行った場合は、実施場所一覧を添えてください。